

仕 様 書

1 事業名 令和5年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業

2 目的

我が国の漁業生産量は、昭和59年にピークに達した後、減少傾向（一方、世界の生産量は、この30年間で約2倍）という状況にある。

このような状況の中、将来にわたって持続的な水産資源の利用を確保するため、平成30年12月に改正（令和2年12月1日施行）された漁業法では、新たな資源管理システムの構築を一つの柱とし、水産資源の保存及び管理を適切に行うことを国及び都道府県の責務とするとともに、持続的に生産可能な最大の漁獲量（最大持続生産量：MSY）を達成する水準に資源を維持・回復させることを目標とし、目標達成の手段は漁獲可能量（TAC）による管理を基本としている。これを受け、今後、令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC対象魚種とすることを目指している。

他方、同じ資源を利用する遊漁についても、漁業者が実施する資源管理の実効性が損なわれないよう一定の管理が求められており、クロマグロについては令和3年6月1日より広域漁業調整委員会指示により遊漁に対し採捕の制限を実施することになったところ。

このような遊漁の資源管理を巡る近年の動向や過去に実施した遊漁委託調査事業の成果も参考に、遊漁採捕量に係る実態調査を行い採捕量等の管理・推計手法を確立し、ICTによる採捕量報告を普及するために必要な課題を整理し遊漁に関する資源管理施策の検討を推進することを目的とする。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

業務は、次により実施するものとする。

(1) 調査事項

① TAC魚種並びに今後検討が進められるTAC候補魚種の中から遊漁の採捕量が多く見込まれるものを2魚種程度選定し、遊漁による採捕実態について、遊漁船への標本調査・ヒアリング等により調査する。

② 諸外国の遊漁施策や遊漁者の採捕量等の収集手法に関し調査する。

(2) 検討事項

上記(1)の調査内容を検討し、得られた結果を取りまとめ、遊漁による全国の採捕量を推計するとともに、ICTを活用した報告手法を確立・普及するに当たっての改善点や実態調査を踏まえた魚種別の管理手法を整理し、今後の遊漁資源管理政策のあり方を検討するため必要な具体的対応方法について検討する。

(3) 調査方法

上記(1)の調査事項について、下記5の資料等（過去に実施した遊漁委託調査事業の内容を含む）から情報を収集し、調査を実施する。

(4) 釣り及漁業の共存及び資源管理の推進に関する検討会等の設置

調査の内容や方法、調査結果の分析・検討を行う機関として、研究者、釣り団体、釣り有識者、ICT 専門家等の委員 8 名程度からなる検討会を設置し、事業の履行期間中 3 回程度検討会を開催する。

(5) その他

- ① 検討会及びその他対面での事務打合せ等に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるほか、感染状況に応じて、会議を対面からウェブへ切り替えて対応する。
- ② 本事業により得た成果や特許については、水産庁に帰属する。

5 資料等の貸与及び返還

希望者から申し出があれば、6 の成果品提出場所で、本事業を実施するために必要な資料等を閲覧・貸与する。

6 成果品

業務内容について報告書に取りまとめ令和 6 年 3 月 31 日までに次の場所へ提出すること。
水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室(農林水産省本館 8 階ドア No.818)

7 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

8 業務の引継ぎ

- (1) 現行の事業者から受託者に業務を引継ぐ場合、水産庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び受託者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。受託者は本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。
- (2) 受託者は、本事業の終了に伴い次期事業者へ業務を引継ぐ場合、業務の引継ぎ計画及びその内容について事前に水産庁に提示し、了承を得た上で、業務内容を明らかにした書類等により、次期事業者に対し、十分な引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、受託者の負担となる。

9 その他

- (1) 上記 4 (1) の調査及び 4 (4) の検討会については、農林水産省職員も同行または出席し調査ならびに検討会を実施する。
- (2) 受託者は、毎月の業務状況等を翌月のはじめから 5 営業日以内に水産庁に報告するほか、検討会については、終了後 2 営業日以内に 2 ページ以内にまとめた概要メモを、10 営業日以内に逐語形式の議事録を作成し水産庁に提出するほか、水産庁の求めに応じその他必要な報告を行う。

- (3) 業務の目的を達成するために、水産庁は、業務内容や進行状況に関して必要な指示を行い、受託者はこの指示に従うものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁と受託者が協議を行うものとする。